

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>そもそも光インフラを国が主導してやる事が間違いでなかろうか、光の道が国民の権利とか述べられているが、そうであっても国が主導する(IT弱者)対策は生活保護と一緒にの観点で考えなくてはならない。</p> <p>光インフラは市場原理の働く、自由な民間経営者の発想で行うことが絶対的に必要である。 そうでないと第二の国鉄を生み出すことになり、NTTを民営化した意味がない。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>事業者間の公正競争を論ずる前に、光回路は現在1Gbpsのものもあり、メタル線を使用したDSLでも300Mbpsのものが成功している。</p> <p>無論、無線でもこれに近い性能を出せる。光回路はまた光を媒体するので、DSLのメタル線とことなり、アップグレードには張り替える必要がある。</p> <p>このような不確かな技術認識で超高速ブロードバンドの光回路整備を正論に導くことは無理であろう。このような不確かな技術背景では「光の道」は議論にならないと言うのが世間一般のいわゆる考えである。</p> <p>ましてNTTの組織形態の在り方は国が論ずることとなると、明らかに民間会社に対する財産権の侵害です。</p> <p>三浦社長が懸念するように一部の海外株主は政府を訴えようと言う構えです。</p> <p>不毛な議論で検討分離されている光敷設回線会社は、非効率な親方日の丸会社となることも目に見えており、議論の正統性はありません。民間会社を政府がちょっかいを出せるのは独禁法のみです。こういう議論を行うまえに、株主保護のためにTOBの意思なり現法でのルールとのすり合わせを明確にする責任が政府にはあります。これまで20年以上も規制の不確実性(NTTの在り方論議)に翻弄され、政治リスクで株価低迷を余儀なくされてきたNTTの株主も、我慢の限界に来ています。株主総会で、(467条1項2号・309条1項11号)に2/3の賛成が必要、かりに可決されても、831条3項により、国は特別利害関係人、少数株主の告訴には無力。よって現法ではNTTの分離など組織の再編には国のTOBによる全株の取得が必要になる。</p> <p>NTTの組織形態を政府が検討する法律的根拠が定かでない場</p>

合はそれだけで、執拗に発言する競合各社とそれを黙認する政府を株主価値の低減による財産権の侵害で告訴することもできます\*。

結論としては光の道に関する政府の視点は大幅にずれている。ガスや水道、道路などの古典的なインフラと異なり、日々進歩する情報ハイウェーなるインフラは激しい技術競争が求められ、市場原理の働く、自由な民間経営者の発想で行うことが絶対的に必要である。

\*さらに NTT の経営陣や株主が訴訟を起こす可能性もあります。アメリカでは、1996 年法にもとづく UNE (回線開放) 規制を「財産権の侵害」とする訴訟を ILEC (既存地域電気通信事業者) がたくさん起こし、最終的に連邦最高裁で FCC が敗訴しました。